

港区介護保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第七条 令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 次のいずれかに該当する者 七万八千六百八十七円</p> <p>イ 合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)以下同し。)(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額)(当該額が零を下回る場合には、零とする。)(以下この項及び付則第十条第一項において同じ。)(が百二十五万円未満</p>	<p>(前略)</p> <p>(保険料率等)</p> <p>第七条 平成三十年度から令和二年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 次のいずれかに該当する者 七万八千六百八十七円</p> <p>イ 合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)以下同し。)(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)(が百二十五万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>

であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ (略)

七〇七七 (略)

2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、一万八千七百三十五円とする。

3 第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、三万三千七百二十三円とする。

4 第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、四万四千九百六十四円とする。

(中略)

付 則

(中略)

(平成二十九年における保険料率の特例)

第九条 平成二十九年における保険料率は、第七条第一項の規定に

ロ (略)

七〇七七 (略)

2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和二年における保険料率は、同号の規定にかかわらず、一万八千七百三十五円とする。

3 第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和二年における保険料率は、同号の規定にかかわらず、三万三千七百二十三円とする。

4 第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和二年における保険料率は、同号の規定にかかわらず、四万四千九百六十四円とする。

(中略)

付 則

(中略)

(平成二十九年における保険料率の特例)

第九条 平成二十九年における保険料率は、第七条第一項の規定に

かかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一～五 (略)

六 次のいずれかに該当する者 七万八千六百八十七円

イ 合計所得金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第十九条第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が百二十五万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ (略)

七～十五 (略)

2 (略)

(令和三年度から令和五年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第十条 第一号被保険者のうち、令和二年の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和三年度における保険料率の算定についての第七条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ、第十五号イ及

かかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一～五 (略)

六 次のいずれかに該当する者 七万八千六百八十七円

イ 合計所得金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第十九条第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）が百二十五万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ (略)

七～十五 (略)

2 (略)

び第十六号イに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第六号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第一項に規定する給与所得及び同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によって計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によって計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

によるものとし、租税特別措置法」とする。

2| 前項の規定は、令和四年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和三年」と読み替えるものとする。

3| 第一項の規定は、令和五年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和四年」と読み替えるものとする。

付 則

1| この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2| この条例による改正後の港区介護保険条例第七条の規定は、令和三年度分の保険料から適用し、令和二年度分までの保険料については、なお従前の例による。